

広島県告示第八百十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和六年八月二十九日

廣島県知事 湯崎英彦

所在 地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	区域の名称	区域の名称
				広島県広島市安佐北区落合地内
崩壊 落合南一丁目(五七三四)	急傾斜地の 自然現象類	土砂災害の発生原因となる 自然現象類	表区域示の	
次の図のとおり				
崩壊 落合南一丁目(五七三四)	急傾斜地の 自然現象類	土砂災害の発生原因となる 自然現象類	表区域示の	
次の図のとおり				

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。